

産業廃棄物排出事業者の方へ!

産業廃棄物の適正処理のために

神奈川県
横浜市
川崎市
相模原市
横須賀市

目 次

■廃棄物とは	1
■排出事業者の責任	2
・廃棄物を保管するときは	4
・事業場外で保管するときは	4
・廃棄物を自ら運搬するときは	5
・廃棄物を自ら処分するときは	5
Q & A：水銀廃棄物の取扱いはどのように変わったのですか	6
Q & A：アスベスト廃棄物の取扱いはどうなっているのですか	6
Q & A：P C B 廃棄物の処理の概要を教えてください	6
Q & A：プラスチック資源循環法が施行されましたか、排出者は何をしなければなりませんか	6
・廃棄物の処理を委託するときは	7
■産業廃棄物管理票（マニフェスト）とは	9
・報告のポイント	10
・電子マニフェストについて	11
・電子マニフェストの利用開始等に関する問合せ先	11
Q & A：廃棄物管理規定と処理計画について教えてください	12
Q & A：電子マニフェストの義務化について教えてください	12
■排出事業者に対する主な罰則について	13
■廃棄物自主管理事業について	15
<廃棄物自主管理事業の流れ>	16
■関係団体	17

凡例

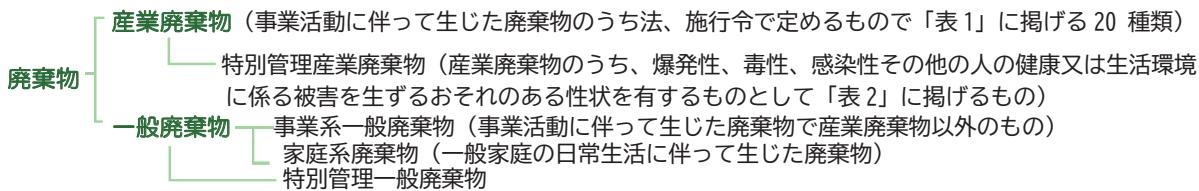
法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

■ 廃棄物とは

廃棄物とは、占有者が自分で利用したり他人に有償で売却したりできないために不要となった固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいい、一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。



○表1：産業廃棄物の分類

種類	代表例
燃え殻	石炭がら、コークス灰、産業廃棄物の焼却残さ
汚泥	メッキ汚泥、水洗ブースかす、廃白土、建設廃泥水
廃油	廃潤滑油、廃切削油、廃エンジンオイル、廃動植物性油
廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、すべての酸性廃液
廃アルカリ	写真現像廃液、排ガス洗净廃液、苛性ソーダ水溶液、すべてのアルカリ性廃液
廃プラスチック類	合成樹脂くず、廃発泡スチロール、合成皮革くず、廃タイヤ、廃ペットボトル、合成繊維くず
ゴムくず	天然ゴムくず
金属くず	空き缶、スクラップ、切削くず、ブリキくず
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	空き瓶、レンガ製品くず、セメント製品くず（コンクリートくずについては、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
鉱さい	スラグ、鉄物廃砂、サンドプラスト廃砂
がれき類	コンクリート破片等（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）
ぱいじん	ぱい煙発生施設等の集じん施設で捕捉したもの
種類	業種
紙くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、製本業等
木くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、木材製造業、木製品製造業等 ただし、貨物の流通のために使用したパレット及びパレットへの貨物の積付けのために使用した こん包用の木材については、業種にかかわらず産業廃棄物となります。
繊維くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、繊維工業に係る天然繊維（衣服 その他の繊維製品製造業を除く。）
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した固形状の不要物
動物系固形不要物	と畜場において処分した獸畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
動物のふん尿	畜産農業（畜舎廃水を含む）
動物の死体	畜産農業
令第2条第13号に定めるもの	上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しない もの（コンクリート固型化物等）

○表2：特別管理産業廃棄物の分類

廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（引火点70℃未満）								
廃酸	水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の廃酸								
廃アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上の廃アルカリ								
感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される血液、使用済みの注射針などの感染性病原体を含む又はそのおそれ のある産業廃棄物								
産業廃棄物 特定有害	<table border="1"> <tr> <td>廃PCB、PCB汚染物、 PCB処理物</td> <td>廃PCB等・PCBに汚染された紙くず、廃プラスチック類等</td> </tr> <tr> <td>廃水銀等</td> <td>施行令で定める施設で生じた廃水銀等（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された 廃水銀等を除く。）</td> </tr> <tr> <td>廃石綿等</td> <td>①建築物及びその他の工作物から除去された、飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材 ②除去工事から排出されるプラスチックシート、防じんマスク、作業衣など ③大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石 綿など</td> </tr> <tr> <td>その他の有害廃棄物</td> <td>施行令で定める施設で生じた産業廃棄物で有害物質（水銀、カドミウム、鉛等）について、 環境省令で定める基準に適合しないもの</td> </tr> </table>	廃PCB、PCB汚染物、 PCB処理物	廃PCB等・PCBに汚染された紙くず、廃プラスチック類等	廃水銀等	施行令で定める施設で生じた廃水銀等（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された 廃水銀等を除く。）	廃石綿等	①建築物及びその他の工作物から除去された、飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材 ②除去工事から排出されるプラスチックシート、防じんマスク、作業衣など ③大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石 綿など	その他の有害廃棄物	施行令で定める施設で生じた産業廃棄物で有害物質（水銀、カドミウム、鉛等）について、 環境省令で定める基準に適合しないもの
廃PCB、PCB汚染物、 PCB処理物	廃PCB等・PCBに汚染された紙くず、廃プラスチック類等								
廃水銀等	施行令で定める施設で生じた廃水銀等（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された 廃水銀等を除く。）								
廃石綿等	①建築物及びその他の工作物から除去された、飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材 ②除去工事から排出されるプラスチックシート、防じんマスク、作業衣など ③大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石 綿など								
その他の有害廃棄物	施行令で定める施設で生じた産業廃棄物で有害物質（水銀、カドミウム、鉛等）について、 環境省令で定める基準に適合しないもの								

■ 排出事業者の責任

廃棄物を排出する事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされ、次のような事項が義務づけられています。

ただし、建設工事から発生する廃棄物については、元請業者に処理責任があります。

1 事業者の責務（法第3条）

事業者の責務

- ・事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。（**自己処理責任の原則**）
- ・事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければなりません。
- ・廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければなりません。

2 事業者の処理（法第11条、第12条、第12条の2、第12条の3、令第6条、令第6条の5）

事業者による適正処理

- ・事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければなりません。
- ・事業者は、自らその（特別管理）産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、施行令で定める収集、運搬、処分の処理基準に従わなければなりません。
- ・事業者は、その（特別管理）産業廃棄物が運搬されるまでの間、施行規則で定める保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません。
- ・事業者は、その（特別管理）産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、施行令で定める委託基準に従い、その運搬又は処分を（特別管理）産業廃棄物処理業者にそれぞれ委託しなければなりません。
- ・事業者は、その（特別管理）産業廃棄物の処理を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、その発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。
- ・事業者は、その（特別管理）産業廃棄物の処理を委託する場合には、受託者に対し産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければなりません。

3 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任（法第21条の3）

（1）建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任

建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が排出事業者として定義づけられていますので、下請負人が元請業者の廃棄物を運搬する場合には、廃棄物の収集運搬業の許可が必要になります。

なお、「建設工事」とは、土木建築に関する工事であって、広く建築物その他の工作物の全部又は一部の新築、改築、又は除去を含む概念であり、解体工事も含まれます。

（2）下請負人が行う廃棄物の運搬に係る例外

次のいずれにも該当する廃棄物については下請負人が排出事業者とみなされ、その下請人が自ら運搬する場合、収集運搬業の許可なく運搬することができます。（規則第18条の2）

ア 次のいずれかに該当する工事に伴い生ずる廃棄物であること

①建設工事（維持修繕工事）の請負代金が500万円以下の工事（解体、新築又は増築工事を除く）

②引渡し後の建築物等に係る瑕疵補修工事の請負代金が500万円以下の工事

イ 特別管理廃棄物でないこと

ウ 1回の運搬容量が1m³以下の廃棄物であること

エ 運搬先が、元請負人が所有又は使用権原を有する保管場所（建設現場と同一又は隣接都道府県）であること

- オ 運搬途中で保管を行わないこと
 - カ 産業廃棄物の運搬を行うことが書面による請負契約で定められていること
 - 下請負人が自らの廃棄物として運搬する場合、次のことを証明する書面を携行する必要があります。
- (規則第7条の2第3項及び第7条の2の2第4項)
- ①運搬する廃棄物がアからオに該当すること
 - ②書面による請負契約で定めるところにより自ら運搬を行うものであること

4 特別管理産業廃棄物管理責任者（法第12条の2第8項）

廃棄物処理法では、「その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。」と定めています。資格要件の詳細については、所管の行政機関にお問い合わせください。

5 帳簿の記載（法第12条第13項、法第12条の2第14項、規則第8条の5、規則第8条の18）

次の事業者は、次の表の事項を記載した帳簿を備えなければなりません。

【帳簿記載にあたって注意すること】

- ア 事業場ごとに備え、毎月末までに前月中における内容の記載を終了していること
- イ 1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること

(1) 産業廃棄物処理施設（許可施設及び許可施設以外の焼却施設）を設置している事業者

- | | |
|--|------------------------------------|
| 1 | 処分年月日 |
| 2 | 処分方法ごとの処分量 |
| 3 | 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量 |
| ※ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るこれらの事項を含む | |

(2) 排出事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者

運搬	1 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
	2 運搬年月日
	3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
	4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	1 当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地
	2 処分年月日
	3 処分方法ごとの処分量
	4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること

(3) 特別管理産業廃棄物を生じ自ら処理する事業者

運搬	1 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
	2 運搬年月日
	3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
	4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	1 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地
	2 処分年月日
	3 処分方法ごとの処分量
	4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

※ 「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（最終改正：平成30年8月16日環境省令第17号）」により電磁的記録による保存、作成も可能です。

6 多量排出事業者の届出について（法第12条第9項、第10項、法第12条の2第10項、第11項）

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場又は前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者（多量排出事業者）は、産業廃棄物処理計画及びその実施状況の報告を作成し、所管の行政機関に提出しなければなりません。

廃棄物を保管するときは

（法第12条第2項、規則第8条）

（特別管理）産業廃棄物を自ら保管するときは、次の基準により行う必要があります。

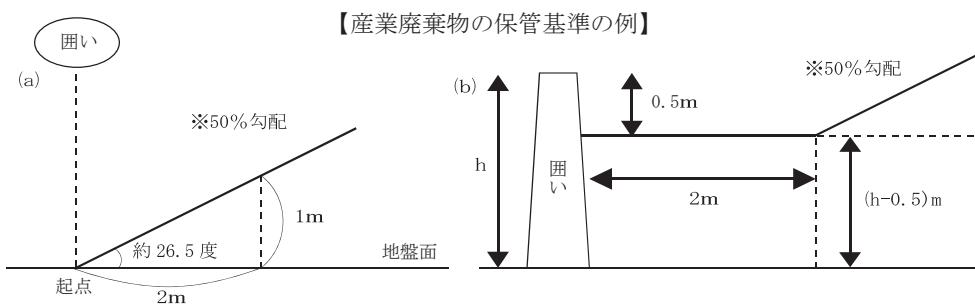
- ・保管場所にその旨を表示した掲示板を設置すること
 - ・飛散、流出、地下に浸透しないこと
 - ・悪臭等によって生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること
 - ・ねずみ、害虫の発生を防ぐこと
 - ・石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合は、他の産業廃棄物と混合しないようにすること
- ※屋外で保管する場合には、積み上げ勾配や囲いの規定があります。排出した場所以外で保管するときの上限保管量は、1日に搬出できる量の7日分です。

【保管施設の掲示板の例】

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。） 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
管理者の氏名 又は名称 及び連絡先	△△工業株 担当 横浜太郎 横浜市○○区××1-2 TEL: 045-123-4567
最大保管高さ	1.5m ※1
最大保管量	30m ³ ※2

※1 屋外で容器を用いて保管する場合は、最大保管高さの欄が必要です。
※2 排出した場所以外で保管するときは、最大保管量の表示が必要です。

【産業廃棄物の保管基準の例】



(a)囲いに接しないで廃棄物を保管する場合

(b)囲いに接して廃棄物を保管する場合

※ 50%勾配とは、起点から水平距離2mに対して垂直に1m上昇した点を結ぶ面。角度にして約26.5度です。

事業場外で保管するときは

1 保管届出（規則第8条の2、第8条の2の2等）

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を、その建設工事現場の外であり、かつ300m²以上の場所で保管する場合、あらかじめ保管場所を所管する行政機関へ届け出なければなりません。（空間的に一体のものとみなすことができる場所やこれと同等の場所は「建設工事現場の外」には該当しません。）

2 変更の届出等

届出事項を変更する場合は、事前に所管の行政機関に届け出なければなりません。

（規則第8条の2の5等）

保管場所での保管をやめたときは、やめた日から30日以内に届け出なければなりません。

（規則第8条の2の6等）

3 届出の対象外

産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の事業の用に供される施設（保管の場所を含む）において行われる保管、法第15条第1項に係る産業廃棄物処理施設において行う保管及びP C B特別措置法に

基づく届出を行ったP C B廃棄物の保管については、別途把握していることから届出対象外です。

※神奈川県内（横浜市、川崎市を除く。）において、産業廃棄物を発生場所以外の場所（保管面積100m²以上）で保管しようとする場合は、「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」又は「相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例」に基づく届出が必要です。
条例の詳細については、所管の行政機関にお問い合わせください。

廃棄物を自ら運搬するときは（令第6条第1項第1号イ、規則第7条の2の2）

（特別管理）産業廃棄物を自ら運搬するときは、次の基準により行う必要があります。

- ・飛散、流出しないこと
- ・悪臭、騒音、又は振動によって生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること
- ・運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散、流出、悪臭が漏れるおそれのないものであること
- ・石綿含有廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の運搬に当たっては、破碎することのないような方法により、その他の廃棄物と混合しないように区分すること

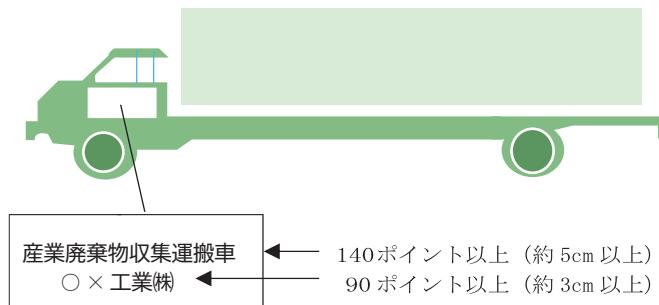
また、運搬車にはその旨を表示し、必要事項を記載した書面を備え付けることが義務付けられています。

表示事項

- ・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- ・氏名又は名称

車両に備え付ける書面に記載する内容

- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類及び量
- ・産業廃棄物の積載日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先



- ・自社運搬の後、処分を委託する場合で、紙マニフェストを携帯しているときは、この書面の代わりとすることができること
- ・自社運搬の後、処分を委託する場合で、電子マニフェストを使用しているときは、電子マニフェストを使用している証と上記情報を記載した書面又は、直ちに表示できる携帯端末等により、この書面の代わりとすることができること

廃棄物を自ら処分するときは

産業廃棄物を自ら処分又は再生するときは、法に定める産業廃棄物処理基準により行う必要があります。

- ・焼却するときには、一定の構造基準を守った焼却施設で焼却すること
- ・処分に当たり、処理施設の1日当たりの処理能力の14倍を超える量を保管してはならないこと

※これらの基準は抜粋です。品目や処理施設によっては、基準が異なり、許可が必要になることがあります。詳しくは、所管の行政機関にお問い合わせください。

焼却禁止（法第16条の2）

野外で焼却する、いわゆる「野焼き」行為は禁じられています。

Q. 水銀廃棄物の取扱いはどのように変わったのですか。

A. 平成28年4月1日から、特定の施設において生じた「廃水銀等」などが特別管理産業廃棄物に指定され、収集運搬基準及び保管基準が適用されました。

さらに、平成29年10月1日から、特別管理産業廃棄物である廃水銀等の処分基準が適用されるとともに、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る処理基準等が適用され、一定の水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、水銀の回収が義務付けられました。

また、排出事業者に関するものとしては、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る情報の伝達のため、下記の事項において、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨の記載を行うこととされました。

- ・産業廃棄物保管基準（保管場所の掲示板）
- ・委託契約に含まれる事項
- ・帳簿の記載事項
- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載事項

詳しくは、環境省ホームページで提供するリーフレット、ガイドライン、Q & Aをご覧ください。

環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>

Q. アスベスト廃棄物の取扱いはどうなっているのですか。

A. 廃棄物処理法では、建築物又は工作物に吹き付けられたアスベストを除去したもの等飛散するおそれのあるものが、「廃石綿等」として特別管理産業廃棄物に分類されます。

廃石綿等の埋立処分を行う場合には、大気中に飛散しないよう、あらかじめ固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包しなければなりません。

また、それ以外の工作物の建築、解体等で生じたもので、石綿をその重量の0.1%を超えて含有する「石綿含有産業廃棄物」についても収集運搬から最終処分までの各段階で必要な措置が義務付けられており、溶融又は無害化処理以外の中間処理（破碎、切断など）は禁止されていますので、溶融等を行わない場合は直接埋立処分を行うことになります。

Q. PCB廃棄物の処理の概要を教えてください。

A. 本県を含む1都3県の高濃度PCB廃棄物のうち、変圧器・コンデンサー(3kg以上)等は令和4年3月31日に、コンデンサー(3kg未満)・安定器・汚染物等は令和5年3月31日にそれぞれ処分期間が終了しました。万一、処分期間終了後に新規判明した場合は、直ちに排出場所を所管する行政機関までご連絡ください。

低濃度PCB廃棄物は環境大臣から無害化処理認定を受けた処理施設又は都道府県知事等から許可を受けた処理施設で処理をする必要があります。なお、無害化処理認定施設等の詳細については、環境省のホームページで確認することができます。

環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

PCB廃棄物の種類		処分先	処分期間
高濃度	変圧器、コンデンサー	JESCO東京事業所	令和4年3月31日まで (処分期間終了)
	安定器、汚染物等	JESCO北海道事業所	令和5年3月31日まで (処分期間終了)
低濃度		無害化処理認定施設等	令和9年3月31日まで

PCB廃棄物の基準となるPCB濃度や分類は令和元年に改正されました。こちらも環境省のホームページで確認することができます。

Q. プラスチック資源循環法が施行されたが、排出者は何をしなければなりませんか。

A. 令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、事業者の責務として、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等に取り組むことが示されています。

特に、小規模企業者等を除く排出事業者は、以下の取組が求められます。

対象	求められる取組	罰則等
排出事業者 (小規模企業者等を除く)	国が策定した「判断基準」に基づき取組を実施	必要と認められる場合、指導・助言
うち多量排出事業者 (前年度排出量250トン以上)	「判断基準」に基づく目標の設定及び目標達成のための取組の計画的な実施等	取組が著しく不十分な場合、勧告・公表・命令等

また、事業者による取組を進めるため、「再資源化事業計画」を作成し、国の認定を受ければ、廃棄物処理業の許可なくプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化事業の実施が可能となる制度ができました。

「判断基準」や「再資源化事業計画」等の詳しい内容は下記のホームページをご覧ください。

<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/pro/haishutsu>

廃棄物の処理を委託するときは

排出事業者が自ら運搬、処分できない場合は、次の基準を守って、委託を行ってください。委託までの間、自社の廃棄物を種類ごとに分別し、適正に保管してください。

産業廃棄物の委託処理の流れ

- ◆ 産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、次の手順に従ってください。

委託の手順

廃棄物の分類

- 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物に分類します。

分別保管

- 適正な処理、処分や資源化、再利用を行うために、廃棄物の種類ごとに分別して保管することが基本です。

許可業者の許可証の確認

- 許可証の確認にあたっては、次の項目をチェックしてください。

1 運搬する業者は…

- ① 「積出地」（廃棄物の発生場所）と「持込先」（運搬先の中間処理施設又は最終処分場）の両方の区域を管轄する都道府県知事の許可を持っていますか。
ただし、以下の場合は政令市の許可が必要となります。
 - ・政令市の区域内で積替え保管を行う場合
 - ・都道府県内の一つの政令市のみで業を行う場合（市域をこえる範囲での収集運搬を業として行う都道府県の許可を受けた業者が、一つの政令市内での収集運搬を行うことはできます。）
- ② 委託する廃棄物が許可を受けた「取扱う廃棄物の種類」に含まれていますか。
※水銀廃棄物を委託する場合は、委託する水銀廃棄物の許可が必要です。
- ③ 許可の期間は5年間（ただし、優良認定等を受けた場合は7年）です。期限は切れていませんか。

2 焼却や埋立などの処分を行う業者は…

- ① 中間処理施設や最終処分場のある都道府県知事（政令市長）で「処分業」の許可を持っていますか。
- ② 委託する廃棄物が許可を受けた「取扱う廃棄物の種類」に含まれていますか。
- ③ 委託する廃棄物の量が許可を受けた処理能力に比較して、多すぎませんか。
- ④ 許可の期間は5年間（ただし、優良認定等を受けた場合は7年）です。期限は切れていませんか。

収集運搬と処分の委託

- 収集運搬と処分をそれぞれ許可業者に委託しなければなりません。契約は、原則として2者間契約とし、書面で取りかわさなければなりません。

- 特別管理産業廃棄物は、事前に収集運搬や処分ができる事を確認し、あらかじめ委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類や性状等について、業者に書面で通知しなければなりません。

委託前

- 運搬車両の確認にあたっては、次の項目をチェックしてください。

- ① 委託した業者の車両で間違いないですか。
- ② 運搬の途中で廃棄物が飛散したり、流出したりするおそれがないですか。

運搬車両の確認

- 産業廃棄物の種類ごとに産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用し、運転手に処分先を指示してください。

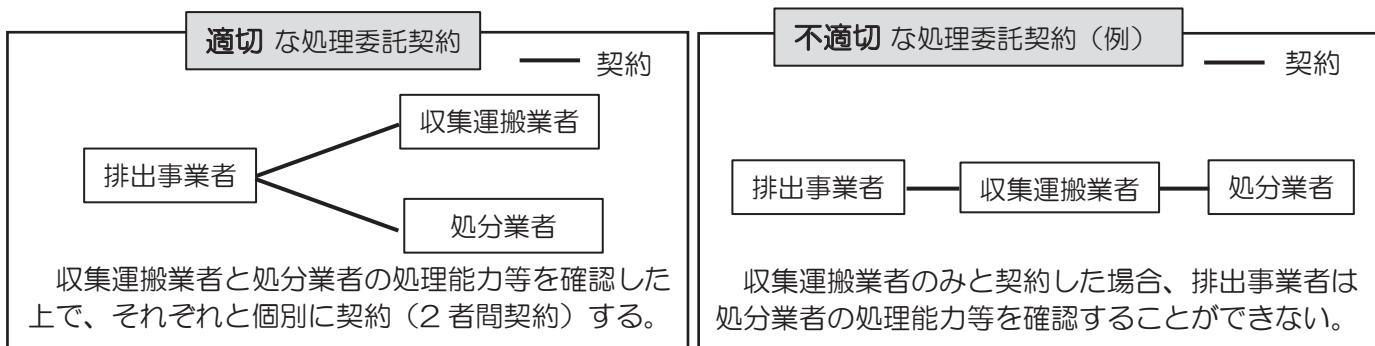
委託後

- 処分の確認にあたっては、次の項目をチェックしてください。

- ① 委託したすべての産業廃棄物について、収集運搬業者及び中間処理業者（又は最終処分業者）のそれぞれからマニフェストの写しを受け取りましたか。
- ② 委託した廃棄物が最終処分（再生を含む）まで適正に処理されたことを確認できましたか。

【産業廃棄物の委託契約の注意事項】

産業廃棄物の処理を適正に行い、金銭の流れを透明にしてそれぞれの業者に適正な料金を支払うためにも、排出事業者は原則として収集運搬業者と処分業者との個別契約（2者間契約）を結ぶ必要があります。ただし、収集運搬と処分の両方を同一の業者に委託する場合は、これを1つの契約書にまとめて差し支えありません。



【委託契約書に記載すべき事項及び添付する書面一覧】

委託契約書には次の共通事項のほかそれぞれの個別事項を記載しなければなりません。

委託契約書に記載すべき共通事項（収集・運搬及び処分契約書共通）

（令第6条の2第4号、規則第8条の4、規則第8条の4の2）

- ① 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ② 委託契約書の有効期間
- ③ 受託者に支払う料金
- ④ 受託者の事業の範囲
- ⑤ 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正処理のために必要な事項に関する情報
 - ア 性状及び荷姿
 - イ 通常の保管状況下での腐敗、揮発性等の性状の変化に関する事項
 - ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - エ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付されている場合は表示に関する事項
 - オ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
 - カ その他取扱いに際して注意するべき事項
- ⑥ 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る性状等の情報に変更があった場合の伝達方法
- ⑦ 受託業務終了時の受託者から委託者への報告に関する事項
- ⑧ 契約解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

収集・運搬契約書の個別事項	処分契約書に含める個別事項
<ul style="list-style-type: none">○運搬の最終目的地の所在地○積替え又は保管を伴う委託に際しては、その積替え又は保管の場所の所在地、保管ができる産業廃棄物の種類及び積替えのための保管上限○安定型産業廃棄物にあっては他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項	<ul style="list-style-type: none">○処分又は再生(以下「処分等」)の場所の所在地、処分等の方法及び処分等に係る施設の処理能力○最終処分以外の処分(中間処理)を委託する際には、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分等の方法及び施設の処理能力○輸入された廃棄物の処分等を委託するときはその旨

契約書に添付する書面

産業廃棄物処理業の許可証の写し又は再生利用認定若しくは広域認定の認定証の写し等

保存期間	委託契約書及び添付した書面は、契約終了の日から5年間保存すること。（規則第8条の4の3）
------	--